県営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

)

新潟県知事 様

住 所

(県営 住宅第 号室)

氏 名

電 話

携帯

下記のとおり駐車場を使用したいので、新潟県営住宅条例第 54 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(同居者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、使用の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。決定の上は、申込者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに駐車場を明け渡すことを誓約します。

また、申込者(同居者を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部に照会がなされることに同意します。

記

申込駐車場		所 在 地												
		名	称	県	具営	住写	包	駐耳	三場					
由i	込者と入	入居者氏名												
居有	者との関	住		宅	県営	ſ	主宅第	7]室					
係		続	柄	等										
自	動車の	登	録 番	号										
車	車 種		び	色	車種			色						
使	用 希	望	期	間	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで		
実 情	駐車 1 申込者又は当該申込者の同居者が新潟県営住宅条例施行規則第1条の15第2項第8号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。2 申込者又は当該申込者の同居者が高齢、疾病等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。3 申込者又は当該申込者の同居者が、疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であつて、駐車場がないと通院が困難である。													

- 注 1 「駐車場に困窮する実情」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 - 2 新潟県営住宅条例施行規則第 29 条ただし書の規定に該当する場合は、添付書類の 3 (身体障害者又は精神障害者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。

添付書類

る

4 その他(

- 1 当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し
- 2 当該駐車場を使用する者の運転免許証の写し
- 3 新潟県営住宅条例施行規則第31条第3項各号のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類